

議案第14号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年2月15日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年板橋区条例第20号）
の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号まで
を1号ずつ繰り上げる。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

取締役折衝業務手当を廃止する必要がある。